

君津市「まち・ひと・しごと創生」有識者会議設置要綱

制定 平成27年 5月29日 27君企第119号

改正 平成31年 4月 1日 31君企第119号

改正 令和元年 9月30日 君企第292号

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定・推進にあたり、広く有識者からの意見を聴取するため、君津市「まち・ひと・しごと創生」有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定及び変更に関すること。
- (2) 総合戦略の成果検証に関すること。
- (3) その他総合戦略の策定・推進にあたり、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議の委員は、学識経験のある者等その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 有識者会議は、必要に応じて、部会を設けることができる。
- 5 部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(会議)

第4条 有識者会議は市長が招集する。

(座長)

第5条 有識者会議の座長は市長の指名により定める。

- 2 座長は、有識者会議を総括する。**
- 3 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。**
- 4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指定する者がその職務を代理する。**

(庶務)

第6条 有識者会議に関する庶務は、企画政策部企画課で処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月30日から施行する。**

(経過措置)

2 改正後の君津市「まち・ひと・しごと創生」有識者会議設置要綱第3条第2項の規定は令和元年9月30日以降に選任される委員について適用し、同日前に選任されている委員については、なお従前の例による。

君津市「まち・ひと・しごと創生」有識者会議設置要綱（旧）

制定 平成27年 5月29日 27君企第119号

改正 平成31年 4月 1日 君企第119号

（目的）

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定・推進にあたり、広く有識者からの意見を聴取するため、君津市「まち・ひと・しごと創生」有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 有識者会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定及び変更に関すること。
- (2) 総合戦略の成果検証に関すること。
- (3) その他総合戦略の策定・推進にあたり、必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 有識者会議の委員は、学識経験のある者等その他市長が適当と認める者のうちから、市長が選任する。

- 2 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 有識者会議は、必要に応じて、部会を設けることができる。
- 5 部会の設置に関し必要な事項は、別に定める。

（会議）

第4条 有識者会議は副市長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

（庶務）

第5条 有識者会議に関する庶務は、企画政策部企画課で処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。